

平成31年度 九州産業工学園育英奨学生制度(抜粋)

1 学業奨学生について

- 資格** ○ 専願入試・前期入試において普通科を志願し、4年制大学への進学を目指す者。
 ○ 奨学生S・Aについては、「スーパー特進」、奨学生A・Bについては「特進」、奨学生Cについては「準特進」合格者に付与するものとする。(変更合格者も含む)
- 選考** ○ 筆記試験の合格点および調査書等により総合的に選考する。

■ 特典

| 種別 | 専願入試受験者 | 前期入試受験者 |
|------|--|---|
| 奨学生S | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付 生徒納入金相当額(※)の全額を給付 学習にかかわる費用の一部(36万円/3年間)を給付 | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の半額(85,000円)を給付 生徒納入金相当額(※)の全額を給付 学習にかかわる費用の一部(36万円/3年間)を給付 |
| 奨学生A | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付 生徒納入金相当額(※)の全額を給付 | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の半額(85,000円)を給付 生徒納入金相当額(※)の全額を給付 |
| 奨学生B | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付 生徒納入金相当額(※)の半額を給付 | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の半額(85,000円)を給付 生徒納入金相当額(※)の半額を給付 |
| 奨学生C | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付 | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の半額(85,000円)を給付 |

※「生徒納入金相当額」とは生徒納入金(授業料)から国の就学支援金を差し引いた金額と教育充実費の合計金額。

* 特典の適用は原則として採用時から卒業までの3年間とする。

* 入学後の成績が上位の者については、育英奨学生審査会において審査し、2年次以降の「奨学生の種別」を昇格させることもある。

* 本奨学生制度により給付された各納付金の返還の義務はない。ただし、学業奨学生としての目的と努力に欠け他の模範とするには不適格であると判断された場合は、給付額の返還や「奨学生の種別」を変更・取り消すことがある。

また、奨学生Sについては、「普通科スーパー特進」への在籍を条件とする。

* 各種奨学生に採用された場合には、誓約書をはじめ必要な書類を提出すること。また、本奨学生と他団体等の奨学生を兼ねることは差し支えない。

* 後期入試受験者への学業奨学生制度は設けていない。

- 普通科スーパー特進もしくは普通科特進在学者全員に対する恩典について**
- 年間補習費(0限・講座)特別補習費相当額の全額を給付。
 - 国公立大学受験料については、学園が援助。

2 特別奨学生について(専願入試合格者のみに適用)

- 資格** ○ 本校が指定する部活動(すべての体育系部活動と吹奏楽部)において特に優れた技能と能力を有し、他の模範となる者。
 ○ 学業、生活態度が優秀で、出身中学校の推薦を受けた者。
 ○ 普通科準特進・進学もしくは機械科を志願する者。
 ○ 経済的援助を要する者。
- 選考** ○ 筆記試験の合格点および調査書等により総合的に選考する。

■ 特典

| 種別 | 専願入試受験者 |
|------|---|
| 奨学生A | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付 生徒納入金相当額(※)の全額を給付 |
| 奨学生B | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付 生徒納入金相当額(※)の半額を給付 |
| 奨学生C | <ul style="list-style-type: none"> 施設拡充費相当額の全額(170,000円)を給付 |

※「生徒納入金相当額」とは生徒納入金(授業料)から国の就学支援金を差し引いた金額と教育充実費の合計金額。

※機械科の入学者については実習費も含む。

* 本奨学生制度により給付された各納付金の返還の義務はない。ただし、特別奨学生としての目的と努力に欠け他の模範とするには不適格であると判断された場合は、給付額の返還や奨学生の特典を取り消すことがある。

* 各種奨学生に採用された場合には、誓約書をはじめ必要な書類を提出すること。また、本奨学生と他団体等の奨学生を兼ねることは差し支えない。

* 日本高野連の規定により野球特待生は5人以内とする。

3 兄弟・姉妹・親子受験生に対する恩典について(専願入試合格者のみに適用)

- 資格** ○ 合格者の兄・姉・保護者が本校の在学または卒業を証明できる者。
- 特典** ○ 入学手続き時の施設拡充費相当額の全額(170,000円)支給。

4 同窓会奨学金制度について

- 資格** ○ 本校1、2年次の成績優秀者で、特に経済的支援を必要とし、他の生徒の模範となる者。(※ただし、普通科スーパー特進・特進の生徒は対象外とする。)

- 選考** ○ 上記資格に適合する2・3年生の中から選考する。

■ 奨学金支給要領

| 対象期間 | 奨学金 | 適用人数 |
|-------------------|-------------------------|---------------------------|
| 12ヶ月 (4月～翌年3月) | 13,500円 (※授業料の半額に相当) | 12名 ※上記人数外に2名まで増員可とする。 |